

千葉市道路工事施行承認取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の施行に関し、法及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 法に基づき千葉市が管理している道路
- (2) 道路工事 法第24条の規定による道路に関する工事又は道路の維持

(申請)

第3条 道路工事をしようとする者は、道路工事施行承認申請書（様式1号。以下、「承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持については、この限りでない。

2 承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 道路工事を行う箇所の位置図
- (2) 道路工事の設計図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、承認申請書の提出があった場合において、承認することを決定したときは道路工事施行承認通知書（様式第2号）により、承認しないことを決定したときは道路工事施行不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、道路の管理上必要な限度において、前項の規定による承認に条件を付することができる。

5 第3項の規定による承認を受けた者（以下「承認施行者」という。）は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容がわかる書類を添付した道路工事施行変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

6 第3項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

(工期の延期)

第4条 承認施行者は、道路工事の完了を延期しようとするときは、道路工事工期延期許可申請書（様式第5号）を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

(取下げ)

第5条 前条第1項の道路工事施行承認申請書を提出した者（以下「申請者」という。）は、市長の承認を受けるまでの間は、申請を取り下げることができる。この場合において、申請者は、あらかじめ、道路工事施行承認申請取下届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(工事の中止)

第6条 承認施行者は、承認を受けた工事を中止しようとするときは、速やかに、道路工事施行中止届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の道路工事中止届出書の提出を受けた場合において、必要と認めるときは、承認施行者に対し、安全上の措置を講じるよう命じることができる。

(完了の届出及び検査)

第7条 承認施行者は、承認に係る工事を完了したときは、道路工事が完了した日から14日以内に、市長に道路工事完了届出書(様式第8号)を提出し、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の道路工事完了届出書の提出を受けたときは、当該工事が第3条第3項の規定による承認の内容に適合しているかどうかの検査を行い、その結果を道路工事完了検査書(様式第9号)により、承認施行者に通知するものとする。

(工事の補修期間)

第8条 承認施行者は、前条の検査終了後2年間、道路工事の瑕疵に起因して路面の沈下、破損等道路に損傷が生じたときは、承認施行者の負担において直ちに補修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の期間において、承認施行者が施行した道路工事の箇所について、市長が道路に関する工事に着手したとき、又は他の者が工事に着手したときは、当該箇所に限り前項の期間は、満了したものとみなす。

(委任)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、平成26年6月1日から施行し、同日以後の申請に係る道路工事施行承認について適用する。

2 この要領の施行の際現に旧基準（道路管理業務の手引き）の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

3 この要領の制定をもって、「千葉県道路工事施行承認に関する基準（平成9年4月1日土木部長決裁）」を全部改正する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。